

## 『輪島市子宝支援事業』のお知らせ

輪島市では子宝に恵まれない方のために不妊治療費の助成を行っております。今回、特定不妊治療の助成内容について、女性や子どもへの健康リスクや治療効果等を考慮し、平成31年4月1日以降の治療分より下記のとおり変更することとしました。

助成制度を利用される場合は、内容を確認のうえご利用ください。また、ご不明な点は、担当まであらかじめご相談ください。

|       | 不妊治療   | 一般不妊治療   | 特定不妊治療   |
|-------|--|--|--|
| 対象治療  | 薬物治療 手術療法 抗凝固療法 など   | タイミング療法 薬物治療 手術療法 人工授精 など  | 体外受精 顕微授精 など   |
| 医療機関  | 産婦人科や泌尿器科を有する医療機関（指定なし）  |  | 産婦人科は石川県指定の医療機関  |
| 助成金額  | ○医療保険適用分<br>対象経費の2分の1以内の額<br>但し、5万円/年度を限度<br><br>○医療保険適用外分<br>対象経費の7割以内の額<br>但し、30万円/年度を限度 | ○医療保険適用分<br>対象経費の2分の1以内の額<br>但し、5万円/年度を限度<br><br>○医療保険適用外分<br>対象経費の7割以内の額<br>但し、70万円/年度を限度 | ○医療保険適用外分<br>対象経費の8割以内の額から県の助成事業に基づく助成額を除いた額<br>但し、100万円/年度を限度   |
| 助成回数  | 回数制限なし   |  | 妻の年齢40歳未満の場合<br>出産につき6回まで助成<br>妻の年齢40歳以上43歳未満の場合<br>出産につき3回まで助成  |
| 助成対象者 | ① 戸籍上の夫婦で市内に1年以上前から住所を有すること<br>② 医療保険に加入していること<br>③ 世帯において市税等の滞納がないこと<br>④ 年齢制限なし          |  | ⑤ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること（平成31年4月1日以降の治療分より適用）  |
| 申請期限  | 診療月の翌月の1日から起算して2年以内  |  | 治療を終了した日の属する年度内<br>ただし、3月に治療終了の場合は、翌4月まで   |
| 必要書類  | ①子宝支援助成申請書（一般・不妊）<br>②医療機関受診証明書（一般・不妊）<br>③医療機関発行の治療費の明細がわかる領収書<br>④子宝支援助成金請求書             |  | ①子宝支援助成申請書（特定）<br>②輪島市特定不妊治療医療機関受診証明書（県助成対象外の方のみ必要）<br>③特定不妊治療費助成承認決定通知書（県助成利用者）<br>④医療機関発行の治療費の明細がわかる領収書<br>⑤子宝支援助成金請求書 |